

令和3年度策定豊岡市地域福祉計画前期推進委員会設置要綱

令和4年3月16日豊岡市告示第63号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。）第107条第1項の規定に基づき策定する豊岡市地域福祉計画（以下「計画」という。）の実現に向けた取組みの検討及び計画の推進状況の意見を徴するため、令和3年度策定豊岡市地域福祉計画前期推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の実現に向けた取組みの検討に関する事項
- (2) 計画の推進状況の評価に関する事項
- (3) 社会福祉法人が取り組む地域公益事業に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 福祉関係者、保健関係者又は医療関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第2号、第3号及び第4号に掲げる者として委嘱された委員がその要件を欠いたときは、その委員は、解嘱されるものとする。

(委員長等)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 委員の委嘱後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

豊岡市地域福祉計画について

1 計画の概要

(1) 計画策定の背景と趣旨

地域福祉を推進するため、社会構造や暮らしの変化に応じて、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「**地域共生社会**」の実現が望まれています。

豊岡市と豊岡市社会福祉協議会が一体的に豊岡市地域福祉計画の策定を行い、市、市社協、住民・関係機関等がめざすべき方向性を共有し、それぞれの役割のもと、連携・協働し、地域福祉を着実に推進していきます。

(2) 計画の性格と位置づけ

豊岡市地域福祉計画は、豊岡市基本構想を上位計画とし、「豊岡市障害者福祉計画」「豊岡市子ども・子育て支援事業計画」「豊岡市老人福祉計画・介護保険事業計画」等と整合させた、社会福祉法第 107 条に基づく福祉の基本計画とします。【計画期間：2022 年度から 2026 年度(5年間)】

(3) 計画の推進主体

計画では、それぞれの施策ごとに、①住民・関係機関等の役割、②市社協の役割、③市の役割として、施策展開のための役割を定めている。

2 計画の基本的な考え方

【基本理念】

一人ひとりがつながり ともに創る安心な地域 豊岡
～いのちへの共感に満ちた共生のまちづくりに向けて～

【基本目標】

基本目標 1：住民の主体的な地域づくり

住民が主体となり、地域課題を把握し、地域の実情に応じて課題解決を進めることができる地域づくりを進めていきます。

基本目標 2：総合的・包括的な相談支援体制づくり

地域の複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、相談支援機関の連携により、多機関協働を進め、総合的・包括的な相談支援体制の構築を進めていきます。

2つの基本目標のもとに、5つの基本方針を定め、包括的支援体制の充実・強化をめざします。

「包括的支援体制」とは・・・

- ・「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- ・「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ・多機関が協働して課題解決ができる相談支援体制の構築

3 地域福祉の推進体制

(1) 推進に向けたポイント

「包括的な支援体制づくりを進める」

(ア) 多機関協働の体制・機能整備(相談支援の包括化)～調整機能の構築～

(イ) 生活支援コーディネーターの活動強化 ～地域づくりの強化～

(ウ) ICTを活用した情報共有と相談対応の効率化 ～相談業務等の効率化～

(エ) コミュニティソーシャルワークの構築 ～個別支援と地域支援の一体的な推進の強化～

(2) 地域福祉計画の推進体制と進行管理について

(ア) 地域福祉計画推進委員会【事務局:市・市社協】

社会情勢等の動向も十分に踏まえつつ、総合的な進捗状況の点検及び評価を年度ごとに実施する。

(イ) 地域福祉計画推進部会【事務局:市】

計画の実効性を確保するため、市関係各課や市社協等で年度ごとに課題について検討し、体制構築や機能強化を図る。

(ウ) 地域福祉部会・地域福祉推進委員会【事務局:市社協】

地域福祉部会(市圏域)と地域福祉推進委員会(旧市町圏域6カ所)を設置し、計画に基づき具体的な取組み等を推進する。

【施策の体系】

基本目標① 住民の主体的な地域づくり

基本方針	基本施策	施策
<p>I 支え合いの 地域づくりの 推進</p>	<p>1. 身近な地域での 顔の見える関係づくり</p>	<p>01 身近な地域でのつながり合いの促進 02 地域の居場所づくりの推進 03 地域における見守り・助け合いの体制づくり</p>
	<p>2. 住民が主体的に 地域課題の解決に 取り組む体制づくり</p>	<p>04 地域サポート会議による住民主体の地域福祉活動の推進 05 地域コミュニティ組織との協働による地域づくり 06 多様な人や多世代が交流・活躍できる居場所づくりの推進 新規</p>
	<p>3. 専門職による 地域づくり支援の強化</p>	<p>07 生活支援コーディネーターやコミュニティワーカー等による支援の展開</p>
	<p>4. 地域の安心・安全 の体制づくり</p>	<p>08 災害時要援護者支援の充実 09 災害時を見すえた助け合いの体制づくりの強化 10 災害ボランティア活動の推進</p>
<p>II 協働で進める 地域づくりの 推進</p>	<p>1. 総合的な地域福祉 活動の推進</p>	<p>11 生活支援コーディネーター等による総合的な支援体制の強化 12 中間支援組織との連携強化 新規</p>
	<p>2. 企業・団体等と 連携した 地域づくりの推進</p>	<p>13 企業・団体等による地域貢献活動の促進 14 社会福祉法人による地域における公益的な取組みの推進 15 地域福祉のプラットフォームの構築 新規</p>
<p>III 生きがいや 役割を持てる 社会参加・住 民参加の促進</p>	<p>1. 多様な社会参加(趣味・就労・生きがいづくり等)に向けた支援</p>	<p>16 高齢者、障害者等、多様な人が活躍できる場、就労の場等の協力機関の拡充 新規</p>
	<p>2. 人材の発掘と育成 に向けた支援</p>	<p>17 ボランティア・市民活動センターの機能強化 18 地域福祉人材の育成・確保 19 福祉学習の推進</p>
	<p>3. 住民活動の促進に 向けた多様な情報発信・啓発の推進</p>	<p>20 情報提供・発信の充実、ICT活用による活動促進</p>
	<p>4. 互いの違いを認め 合い、支え合う 環境整備・意識づくり</p>	<p>21 多様な人の理解の促進</p>

基本目標② 総合的・包括的な相談支援体制づくり

基本方針	基本施策	施策
IV 包括的な相談支援体制の充実・強化	1. 相談支援体制の充実・強化 (受け止める仕組みづくり)	2 2 総合的・包括的に相談を受け止める相談窓口機能の強化 2 3 ICTを活用した相談体制の充実 新規 2 4 身近な相談拠点の強化
	2. 調整機能・多機関協働による支援体制の充実	2 5 包括的な支援や連携の調整を行う調整機能の充実 2 6 市・市社協の全庁的な支援体制の強化 2 7 包括的な相談支援の充実に向けた職員意識と質の向上
	3. アウトリーチによる継続的支援の推進	2 8 アウトリーチ等を通じた継続的な伴走支援の推進 新規
	4. 参加支援の推進	2 9 自立や社会参加に向けた参加支援の推進 新規
	5. 福祉サービスの適切な利用促進	3 0 福祉サービス利用に関する情報提供の徹底 3 1 権利擁護の支援体制の充実
V 地域福祉の推進に向けた基盤整備・連携の強化	1. 圏域における課題解決に向けた基盤整備	3 2 地域の包括的な支援体制に向けた圏域の課題解決のネットワークの推進 3 3 分野を超えたネットワーク会議等の推進 3 4 専門職団体による多様な支援活動の展開
	2. 地域福祉活動の推進に向けた横断的な体制の整備	3 5 地域福祉を推進する横断的な推進体制の構築

豊岡市地域福祉計画 取組状況

基本目標	基本方針	基本施策	施策	2022年度の主な取組み	
基本目標① 住民の主体的な地域づくり	I 支え合いの地域づくりの推進	1 身近な地域での顔の見える関係づくり	1 身近な地域でのつながり合いの促進	・「あいさつ運動キャラクターあいちゃん」を活用したあいさつ運動の実施（但東チューリップ祭りや各小学校あいさつ運動等）。 ・地域福祉研修会等で、地域のつながりについて啓発。	
			2 地域の居場所づくりの推進	・ふれあいいきいきサロン 行政区：265箇所 地域コミュニティ組織：24箇所 ・玄さん元気教室：187箇所 ・ふれあいいきいきサロン世話役交流会開催（神美地区、小坂地区、出石地域）	
			3 地域における見守り・支え合いの体制づくり	・支え合いの地域づくり活動（福祉委員会、見守り会議、支え合いマップ等）：216箇所 ・民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員による声かけ・見守り活動等	
		2 住民が主体的に地域課題の解決に取り組む体制づくり	4 地域サポート会議による住民主体の地域福祉活動の推進	・地域サポート会議（協議体）：25箇所運営 →福祉連絡会の開催、移動交通への取組（福祉車両活用）、出張サロン開催、生活支援（買い物、困り事支援）、地域福祉研修会等	
			5 地域コミュニティ組織との協働による地域づくり	・地域コミュニティ組織単位で地域サポート会議（協議体）を運営し、地域づくりを進めている。内容は同上。	
			6 多様な人や多世代が交流・活躍できる居場所づくりの推進【新規】	・障害者の居場所づくりの実施。 ・認知症カフェの実施、運営支援。 ・こども食堂の運営支援。	
		3 専門職による地域づくり支援の強化	7 生活支援コーディネーターやコミュニティワーカー等による支援の展開	7 生活支援コーディネーターやコミュニティワーカー等による支援の展開	・第1層生活支援コーディネーター（市）・第2層生活支援コーディネーター（社協）配置。コミュニティワーカー配置。
				4 地域の安心・安全の体制づくり	8 災害時要援護者支援の充実
		9 災害時を見ずえた助け合いの体制づくりの強化	・防災ワークショップ（八条地区、港地区、合橋地区）に参加し、災害時要援護者支援等について情報提供を行った。 ・各区に個別支援計画の作成を依頼。		
		10 災害ボランティア活動の推進	・豊岡青年会議所・豊岡商工会議所青年部・豊岡市商工会青年部・豊岡市・豊岡市社協で災害ボランティアセンター合同訓練を実施（豊岡・出石・豊岡亀城ライオンズクラブ、小坂災害ボランティアグループも参加） ・災害時における輸送車両等貸与の協力に関する協定を市・社協・企業で締結		
	II 協働で進める地域づくりの推進	1 総合的な地域福祉活動の推進	11 生活支援コーディネーター等による総合的な支援体制の強化	・企業、障害者団体、生活支援コーディネーター等、多様な主体の協力のもと「見守り個配サービス」を開始（障害者の社会参加×見守り支援×買い物支援）。 ・こども食堂や認知症カフェ等の様々な分野の支援。 ・第1層生活支援コーディネーター・第2層生活支援コーディネーターと連携・協働することにより、市関係課（障害者分野、移動交通部門）と連携した支援を進めた。	
			12 中間支援組織との連携強化【新規】	・「一般社団法人ちいきのて」と連携し、地域コミュニティ組織の活動支援を行った（地域づくり計画策定等）。	
		2 企業・団体等と連携した地域づくりの推進	13 企業・団体等による地域貢献活動の促進	・生活協同組合コープこうべ・豊岡市社協で「買い物困難者等への支援に関する協定」を締結。 ・「豊岡市買い物支援ネットワーク会議」において、企業・団体等と買い物支援について協議を行い、買い物支援マップを作成。 ・全但バス株式会社と協働し、バスの乗り方動画（シルバーカー、車いす編作成）を作成。 ・企業・団体等が現在行っている地域貢献活動について把握を行った。	
			14 社会福祉法人による地域における公益的な取組みの推進	・豊岡市社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネットとよおか）のもと、23法人による地域貢献活動の協議・実施。	
			15 地域福祉のプラットフォームの構築【新規】	・買い物支援ネットワーク会議、事業所ネットワーク会議、全但バスとの協働、住民交流拠点のネットワーク、日高ネットワーク会議等	
		III 生きがいや役割を持てる社会参加・住民参加の促進	1 多様な社会参加（趣味・就労・生きがいづくり等）に向けた支援	16 高齢者、障害者等、多様な人が活躍できる場、就労の場等の協力機関の拡充【新規】	16 高齢者、障害者等、多様な人が活躍できる場、就労の場等の協力機関の拡充【新規】
	2 人材の発掘と育成に向けた支援				17 ボランティア・市民活動センターの機能強化
			18 地域福祉人材の育成・確保	・地域福祉研修会や各種出前講座等を実施。	
			19 福祉学習の推進	・児童・生徒のボランティア活動推進事業による福祉学習の推進。 ・小中学校・高校生を対象とした福祉学習の推進。 ・障がいや高齢等の理解を図り、地域で支え合う大切さ等を学ぶ福祉学習を小中高等学校や当事者ボランティアと連携・協働し進めた。	
	3 住民活動の促進に向けた多様な情報発信・啓発の推進		20 情報提供・発信の充実、ICT活用による活動促進	20 情報提供・発信の充実、ICT活用による活動促進	・福祉情報サイト「とよニコ」による情報発信。 ・「とよおか社協ちゃんねる」による地域福祉活動の発信（動画）。 ・オンラインを活用した交流活動の実施。 ・デジタル分野を活用した社会資源の見える化（買い物支援マップ、居場所マップ等）。
				4 人権意識を高め、認め合う環境整備・意識づくり	21 多様な人との相互理解の促進

(裏面あり)

豊岡市地域福祉計画 取組状況

基本目標	基本方針	基本施策	施 策	2022年度の主な取組み		
基本目標② 総合的・包括的な相談支援体制づくり	IV 包括的な相談支援体制の充実・強化	1 相談支援体制の充実・強化（受け止める仕組みづくり）	22	総合的・包括的に相談を受け止める相談窓口機能の強化	・総合相談センター（地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、総合相談・生活支援センター）における包括的な相談体制について、体制強化を図るために地域福祉計画推進部会で協議を行っている。 ・市社協各支所における心配事相談の実施。	
			23	ICTを活用した相談機能の充実【新規】	・タブレットの活用。	
			24	身近な相談拠点の強化	・民生委員児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員等の連携強化に向けて、地区単位での福祉連絡会を実施。 ・地域コミュニティ組織サロンでの福祉相談窓口の実施。	
		2 調整機能・多機関協働による支援体制の充実	25	包括的な支援や連携の調整を行う調整機能の充実	・総合相談・生活支援センターにおいて調整を行っているが、調整機能の充実・強化を図るため地域福祉計画推進部会で協議を行っている。	
			26	市・社協の全庁的な支援体制の強化	・総合相談・支援ネットワーク（総合相談支援チーム会議や運営会議）を開催。	
			27	包括的な相談支援の充実に向けた職員意識と質の向上	・地域福祉計画推進部会を新たに設置し、市・市社協等の職員意識の向上を図るとともに、包括的な相談支援の進め方等の協議を行っている。	
		3	アウトリーチによる支援・伴走支援機能の推進	28	アウトリーチ等を通じた継続的な伴走支援の充実【新規】	—
		4	参加者支援の推進	29	自立や社会参加に向けた参加者支援の促進【新規】	—
		5 福祉サービスの適切な利用促進	30	福祉サービス利用に関する情報提供の徹底	・くらしの手続きガイドやLINE等を活用した情報提供の実施。 ・ガイドブックやパンフレット、広報紙やホームページ、防災無線等により情報提供を実施。	
			31	権利擁護の支援体制の充実	・地域包括支援センター、日常生活自立支援事業を通じて権利擁護支援を行った。	
	V 地域福祉の推進に向けた基盤整備・連携の強化	1 各圏域における課題解決に向けた基盤整備	32	地域の包括的な支援体制に向けた圏域の課題解決のネットワークの推進	・各圏域ごとの協議体・会議体において地域課題の解決に向けた協議を行った。 ・旧市町単位（社協）で多職種の専門職による会議体を設けて、個別課題・地域課題についての協議を行った。	
			33	分野を超えたネットワーク会議等の推進	—	
			34	専門職団体による多様な支援活動の展開	・専門職団体と連携して、相談支援を行った。	
		2	地域福祉活動の推進に向けた庁内体制（横断体制）の整備	35	地域福祉を推進する横断的な推進体制の構築	・地域福祉計画推進部会を新たに設置。

豊岡市地域福祉計画推進委員会 協議内容

協議事項①

基本目標	1	住民の主体的な地域づくり
基本方針	Ⅲ	生きがいや役割を持てる社会参加・住民参加の促進
基本施策	1	多様な社会参加(趣味・就労・生きがいづくり等)に向けた支援
施策	16	高齢者、障害者等、多様な人が活躍できる場、就労の場等の協力機関の拡充【新規】
2022年度の 主な取組み		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の社会参加・活躍の場の創出として、つながるマルシェや見守り個配サービス事業等の立ち上げ・実施。見守り個配サービスでは障害者団体2箇所が実施。 ・障害のある方(視覚障害者、身体障害者等)が、小中学校・高校等の福祉学習に講師として参加 ・短時間雇用創設事業により障害者1名を雇用(市) ・障害者の社会参加・交流の機会として、豊岡アートアクションと協働して、即興ダンスワークショップを実施。
協議内容		○高齢者、障害者等、多様な人が活躍できる場を拡大していくための工夫について

協議事項②

基本目標	1	住民の主体的な地域づくり
基本方針	Ⅲ	生きがいや役割を持てる社会参加・住民参加の促進
基本施策	3	住民活動の促進に向けた多様な情報発信・啓発の推進
施策	20	情報提供・発信の充実、ICT活用による活動促進
2022年度の 主な取組み		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉情報サイト「とよニコ」による情報発信。 ・「とよおか社協ちゃんねる」による地域福祉活動の発信(動画)。 ・オンラインを活用した交流活動の実施。 ・デジタル分野を活用した社会資源の見える化(買い物支援マップ、居場所マップ等)。
協議内容		<p>○市や社協がインターネット・SNS等により発信している情報は適切に届ているか(活用されているか)。</p> <p>○住民活動の促進に向けて、どのような情報をどのような方法で発信するのが効果的か。</p>

協議事項③

基本目標	2	総合的・包括的な相談支援体制づくり
基本方針	Ⅳ	包括的な相談支援体制の充実・強化
基本施策	1	相談支援体制の充実・強化(受け止める仕組みづくり)
施策	24	身近な相談拠点の強化
2022年度の 主な取組み		<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員等の連携強化に向けて、地区単位での福祉連絡会を実施。 ・地域コミュニティ組織サロンでの福祉相談窓口の実施。
協議内容		○地域で困っている人や気になる人を早期発見し、相談支援につなげるためには民生委員児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員等の連携をどのように進めていくか。また専門機関との連携を強化していくために取り組むべきことは。